

「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び
前期行動計画「(仮称) コドマチ計画25-29」
冊子(案)

第5章 教育・保育の量の
見込みと確保方策
(第3期町田市子ども・子育て支援事業計画)

【第3回町田市子ども・子育て会議(2024年8月22日)時点】

1 子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」は、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用ニーズなどを踏まえた「量の見込み」、「確保の内容」及び「実施時期」等を定める計画です。

「教育・保育事業」は、保育所・幼稚園等にあたり、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、情報提供や相談・助言などを行う「利用者支援事業」や「地域子育て支援拠点事業」、昼間に一時的に子どもを預かる「一時預かり事業」、保育認定を受けた子どもを利用時間を超えて保育する「時間外保育事業」、病児を一時的に保育する「病児保育事業」、放課後に保護者が家庭にいない小学生を対象とした「放課後児童健全育成事業」など、18の事業があります。

2 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援事業計画」では、「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」について、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

「教育・保育事業」については、堺・忠生・町田・鶴川・南の5地域で区域割りをし、「地域子ども・子育て支援事業」は全域を「教育・保育提供区域」とします。

事業名		区域
教育・保育事業	3～5歳児（1・2号認定） 0～2歳児（3号認定）	5地域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	全域
	② 子育て広場事業：地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊婦健康診査	
	④ こんにちは赤ちゃん訪問：乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育）：子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業：子育て援助活動支援事業	
	⑧ ア 幼稚園型一時預かり イ 一時保育：一時預かり事業	
	⑨ 延長保育：時間外保育事業	
	⑩ 病児・病後児保育：病児保育事業	
	⑪ 学童保育クラブ事業：放課後児童健全育成事業	
	⑫ 補足給付事業：実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	⑭ 子育て世帯訪問支援事業	
	⑮ 児童育成支援拠点事業	
	⑯ 親子関係形成支援事業	
	⑰ こども誰でも通園制度	
	⑱ 産後ケア事業	

3 量の見込み・確保方策など

「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」の円滑な実施を推進するために、施設整備や事業の実施を行っていきます。

(1) 教育・保育事業

待機児童解消や多様な教育・保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育室（保育ママ）を整備します。なお、施設整備にあたっては、社会資源や子どもの数の変化、財政状況を踏まえつつ、市全体として柔軟に取り組むこととします。

	教育・保育を提供する 施設の利用時間	施設数 (2024年4月1日現在)
幼稚園	4時間	24園
認定こども園	(教育時間のみ) 4時間 (保育時間含む) 11時間	14園
認可保育所	11時間	76園
小規模保育所	11時間	19園
家庭的保育室	8時間	12室
認証保育所	13時間	4園

【対象年齢・区域】

年齢	保育の必要性	認定区分※	利用施設	区域
0～2歳	あり	3号	保育所 認定こども園 地域型保育事業	5地域 (堺・忠生・町田・ 鶴川・南)
3～5歳	あり	2号	保育所 認定こども園	
	なし	1号	幼稚園 認定こども園	

※子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設を利用するにあたっては、1号、2号、3号いずれかの認定を市から受ける必要があります。

【単位】

利用人数（人／日）

【量の見込み】

①市全体

	Ⅰ号 認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
調整中						

【確保の内容及び実施時期】

調整中

【今後の方向性】

調整中

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

②地域別

ア 堺地域

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
調整中						

イ 忠生地域

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
調整中						

ウ 町田地域

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
調整中						

エ 鶴川地域

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
調整中						

オ 南地域

	1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
調整中						

(2) 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭に向けて、地域におけるさまざまな子育てサービスの支援を行うとともに、情報提供を行っていきます。

①利用者支援事業							
所管課		子育て推進課、保育・幼稚園課、子ども家庭支援課、保健予防課					
事業内容		【基本型】5 箇所の地域子育て相談センターにおいて、保育資源・保育サービス等の情報提供を利用者に行います。 【特定型】保育所等の利用希望のある家庭や入所保留となった家庭等に対して、各家庭に適した施設の選び方、施設の空き状況等の案内を行うことなどにより、入所につながるよう支援をします。 【こども家庭センター型】妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成します。					
対象年齢／単位		0～18 歳未満／実施施設数（箇所数）					
算出方法		【基本型】5 地域（堺・忠生・町田・鶴川・南） 【特定型】1：市庁舎 【こども家庭センター型】1：市庁舎 2：健康福祉会館 3：鶴川保健センター 4：仮複合施設（2026 年度以降は調整中）					
今後の方向性		【基本型】各連携機関と情報共有を図り、子育てにかかわる施設や保育サービスの情報提供など、利用者へ情報提供をより適切に行えるよう取り組みます。 【特定型】園訪問による情報収集を行い、相談者が求める情報を提供するなど、より細やかな支援を実施していきます。また、子育て家庭に寄り添い、関係機関とも連携しながら情報の提供を行い、利用者の支援を実施していきます。 【こども家庭センター型】母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。					
量の見込み							
年度		2023 （実績）	2025 （1 年目）	2026 （2 年目）	2027 （3 年目）	2028 （4 年目）	2029 （5 年目）
確保の内容	基本型	5	5	5	5	5	5
	地域子育て相談機関※	0	5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	4	4	4	4	4	3

※基本型の内訳（妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関（地域子育て相談機関）が基本型にいくつあるかを示す）

②子育てひろば事業 ：地域子育て支援拠点事業							
所管課		子育て推進課					
事業内容		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。					
対象年齢／単位		0歳～就学前まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法		【ニーズ量】 $A \times B$ A：各年度0～5歳の推計人口数－教育保育施設利用者数 ＝ひろば事業対象者数 B：対象1人あたり年間利用回数（2019～2023年度実績の平均値。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく利用者が減少した2020年度は除く。） 【確保の内容】 Ⅰ施設あたり受入可能数10人／日、事業累計ごとに開設日数を設定 Ⅰ型＝72日、Ⅱ型＝144日、Ⅲ型＝144日、Ⅳ型＝240日として、実施数を乗じて算出					
今後の方向性		子育てについての相談の場や相互交流の場は重要であることから、実施施設と連携し事業を継続していきます。					
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
①ニーズ量		68,907	61,320	60,532	59,764	59,500	59,489
②確保 の内容	施設数	61	63	63	63	63	63
	定員数	84,960	85,680	85,680	85,680	85,680	85,680
過不足（②－①）		16,053	24,360	25,148	25,916	26,180	26,191

③妊婦健康診査							
所管課		保健予防課					
事業内容		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。					
対象年齢／単位		妊婦（年齢制限なし）／延べ利用人数（人／年）					
算出方法		妊娠届出人数の 2023 年度実績×95％（2022・2023 年度の実績比）で算出					
今後の方向性		健診費用の公費助成を行い、全ての妊婦が健診を受け、安心・安全な出産ができるように支援します。					
量の見込み							
年度		2023 （実績）	2025 （1 年目）	2026 （2 年目）	2027 （3 年目）	2028 （4 年目）	2029 （5 年目）
妊娠届出人数		2,177	2,068	1,965	1,867	1,774	1,685
確保の内容	1 回目	2,065	2,068	1,965	1,867	1,774	1,685
	2～14 回目	25,069	26,884	25,545	24,271	23,062	21,905
	妊娠超音波検査	2,333	8,272	7,860	7,468	7,096	6,740
	子宮頸がん検診	1,644	2,068	1,965	1,867	1,774	1,685
	合計	31,111	39,292	37,335	35,473	33,706	32,015

④こんにちは赤ちゃん訪問 ：乳児家庭全戸訪問事業						
所管課	保健予防課					
事業内容	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。					
対象年齢／単位	生後４か月を迎えるまで（の出生世帯）／訪問指導人数（人／年）					
算出方法	【ニーズ量】 出生数の２０２３年度実績×９６％（２０２２・２０２３年度の実績比）で算出 【確保の内容】 ２０２３年度の実績から出生数の１００％で算出					
今後の方向性	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、適切に支援や情報提供を行えるよう、妊娠時のしっかりサポート面接等において、出産後の出生通知票提出の案内を徹底します。国の出産・子育て応援交付金事業により、訪問希望者の割合が高い状況が続くと予想されるため、業務体制の確立に努めるとともに、訪問員に対する研修等、事業の質の向上に取り組んでいきます。					
量の見込み						
年度	２０２３ （実績）	２０２５ （１年目）	２０２６ （２年目）	２０２７ （３年目）	２０２８ （４年目）	２０２９ （５年目）
①ニーズ量 （出生数）	２,１９７	２,１０９	２,０２５	１,９４４	１,８６６	１,７９１
②確保の内容 （訪問指導人数）	２,３２３	２,１０９	２,０２５	１,９４４	１,８６６	１,７９１

⑤養育支援訪問事業						
所管課	子ども家庭支援課					
事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。					
対象年齢／単位	0～18歳未満／訪問件数（件／年）					
算出方法	2021～2023年度までの平均年間訪問件数					
今後の方向性	人口推計から、18歳未満の子どもの数は減少することが見込まれますが、養育支援が特に必要な家庭に対してより丁寧な支援を行うため、適切な確保を図っていきます。					
量の見込み						
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
確保の内容	1,925	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

⑥ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育） ：子育て短期支援事業							
所管課		子ども家庭支援課					
事業内容		保護者の疾病等の理由により、家庭で養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保育を行う事業（短期入所生活援助事業〈ショートステイ事業〉及び夜間養護等事業〈トワイライトステイ事業〉）です。					
対象年齢／単位		0～12歳（小学6年生）まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法		2021～2023年度の平均延べ利用人数×（1＋〈0～12歳の人口減少率〉）					
今後の方向性		人口推計から、利用対象となる児童の減少が見込まれるため、今後の利用状況を踏まえて確保の内容を適宜見直していきます。					
量の見込み							
年度		2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
①ニーズ量		1,178	1,033	1,014	997	980	961
②確保の内容	施設数	2	2	2	2	2	2
	ショートステイ	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
	トワイライトステイ	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	合計	4,015	4,015	4,015	4,015	4,015	4,015
過不足（②－①）		2,837	2,982	3,001	3,018	3,035	3,054

⑦ファミリー・サポート・センター ：子育て援助活動支援事業							
所管課		子育て推進課					
事業内容		生後3か月から12歳までの子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。					
対象年齢／単位		依頼会員：市内在住または在勤で、生後3か月～12歳までの子を持つ人 援助会員：市内在住で、20歳以上の心身ともに健康で、子育てに意欲のある人／延べ利用人数（人／年）					
算出方法		実績値（直近5年間平均）×人口変動率（減少傾向） ＋会員数増加のための取組の効果 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく利用者が減少した2020年度は除く。					
今後の方向性		会員間の援助活動を実施するとともに、SNSを活用した事業の周知活動、多様なニーズに対応できるよう出張登録などを行い、会員登録機会や会員数増加に取り組んでいきます。					
量の見込み							
年度		2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
①ニーズ量	低学年	1,941	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	高学年	578	715	715	715	715	715
	合計	2,519	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
②確保の内容	低学年	1,941	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	高学年	578	715	715	715	715	715
	合計	2,519	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0
量の見込み（未就学児対象）							
年度		2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
①ニーズ量		4,363	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
②確保の内容		4,363	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業 【ア 幼稚園型一時預かり】						
所管課	保育・幼稚園課					
事業内容	幼稚園・認定こども園の在園児について、教育時間の前後の時間に預かり保育を提供する事業です。					
対象年齢／単位	3歳～就学前まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法	国の算出方法に基づき、ニーズ量調査及び人口推計を使用して算出					
今後の方向性	幼稚園・認定こども園における在園児の預かり利用について、一時預かり事業の補助等を通じて園を支援し、利用者の多様なニーズに応えていきます。					
量の見込み						
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
①ニーズ量	210,872	218,446	212,097	203,990	201,882	202,459
②確保 の内容	施設数	21	21	21	21	21
	定員数	497,784	497,784	497,784	497,784	497,784
過不足（②－①）	286,912	279,338	285,687	293,794	295,902	295,325

⑧一時預かり事業 【イ 一時保育】							
所管課		保育・幼稚園課					
事業内容		保護者が、「傷病・入院・介（看）護など緊急的な事情があるとき」「短時間・非定型就労などで、育児ができないとき」「育児にともなう心理的及び肉体的負担があるとき」「冠婚葬祭などやむを得ない事情があるとき」のいずれかに該当する場合、子どもを一時的に保育所で預かる事業です。					
対象年齢／単位		生後8週間～就学前まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法		人口推計から 0～5 歳の子どもの数は減少することが見込まれるが、預かり保育ニーズは高まっていくことが想定されるため、2023 年度並で推移していくとして算出					
今後の方向性		一時保育事業の補助等を通じて園を支援し、利用者のニーズ量に対する確保方策を進めていきます。					
量の見込み							
年度		2023 （実績）	2025 （1 年目）	2026 （2 年目）	2027 （3 年目）	2028 （4 年目）	2029 （5 年目）
①ニーズ量		139,568	139,568	139,568	139,568	139,568	139,568
②確保 の内容	施設数	67	67	67	67	67	67
	定員数	89,815	89,815	89,815	89,815	89,815	89,815
過不足（②－①）		▲49,753	▲49,753	▲49,753	▲49,753	▲49,753	▲49,753

⑨延長保育事業 ：時間外保育事業							
所管課		保育・幼稚園課					
事業内容		保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。					
対象年齢／単位		生後8週間～就学前まで／利用人数（人／日） ※認定こども園及び保育所分園を含む					
算出方法		人口推計から 0～5 歳の子ども数は減少することが見込まれるが、保育ニーズは施設整備に伴い変動すると想定されるため、2023 年度並で推移していくとして算出					
今後の方向性		地域の実情に応じたニーズ量に対する適切な確保方策を検討していきます。					
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1 年目)	2026 (2 年目)	2027 (3 年目)	2028 (4 年目)	2029 (5 年目)
①ニーズ量		2,792	2,792	2,792	2,792	2,792	2,792
②確保 の内容	施設数	93	93	93	93	93	93
	定員数	2,792	2,792	2,792	2,792	2,792	2,792
過不足 (②－①)		0	0	0	0	0	0

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

⑩病児・病後児保育 ：病児保育事業								
所管課			子育て推進課					
事業内容			病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。					
対象年齢／単位			病 児 保 育：生後 4 か月～小学校 2 年生まで 病後児保育：1 歳～小学校 3 年生まで ／延べ利用人数（人／年）					
算出方法			利用登録者数×利用率 ※2023・2024 年度の実績値より算出 （2024 年度は 4～6 月までの実績値から年度の実績値を推計）					
今後の方向性			ニーズを見極め、鶴川地域への病児保育施設整備の検討・調整を行うとともに、新たな広域利用協定先についても検討していきます。 また、利用者の利便性向上のため、予約システムの導入を検討します。					
量の見込み（病児保育）								
年度			2023 （実績）	2025 （1 年目）	2026 （2 年目）	2027 （3 年目）	2028 （4 年目）	2029 （5 年目）
①ニーズ量			1,646	1,754	1,754	1,754	1,754	1,754
②確保の内容	施設数	忠生	1	1	1	1	1	1
		町田	1	1	1	1	1	1
		鶴川	0	0	0	1	1	1
		南	1	1	1	1	1	1
	定員数 （人／日）	忠生	4	4	4	4	4	4
		町田	6	6	6	6	6	6
		鶴川	0	0	0	4	4	4
		南	4	6	6	6	6	6
	延べ定員数		3,360	3,840	3,840	4,800	4,800	4,800
過不足（②－①）		1,714	2,086	2,086	3,046	3,046	3,046	
量の見込み（病後児保育）								
年度			2023 （実績）	2025 （1 年目）	2026 （2 年目）	2027 （3 年目）	2028 （4 年目）	2029 （5 年目）
①ニーズ量			1,279	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091
②確保の内容	施設数	堺	1	1	1	1	1	1
		忠生	1	1	1	1	1	1
		鶴川	2	2	2	2	2	2
		南	1	1	1	1	1	1
	定員数 （人／日）	堺	4	4	4	4	4	4
		忠生	2	2	2	2	2	2
		鶴川	8	8	8	8	8	8
		南	4	4	4	4	4	4
	延べ定員数		5,088	5,088	5,088	5,088	5,088	5,088
過不足（②－①）		3,809	3,997	3,997	3,997	3,997	3,997	

⑪学童保育クラブ事業 ：放課後児童健全育成事業							
所管課		児童青少年課					
事業内容		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の 余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育 成を図る事業です。					
対象年齢／単位		小学校１年生～６年生まで／利用人数（人／日）					
算出方法		小学生児童推計データ×クラブごとの入会率推計値から算出					
今後の方向性		2025年度から、学校統合に伴って学童保育クラブも統合します。 入会ニーズを踏まえ、適切な保育環境の確保を図っていきます。					
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
①ニー ズ量	１年生	1,438	1,402	1,241	1,219	1,163	1,100
	２年生	1,379	1,403	1,280	1,134	1,111	1,060
	３年生	1,076	1,111	1,189	1,063	937	924
	４年生	571	727	695	776	641	567
	５年生	225	395	455	438	525	386
	６年生	102	162	201	242	236	290
	合計	4,791	5,200	5,061	4,872	4,613	4,327
②確保 の内容	施設数	42	40	40	40	39	38
	低学年	3,893	3,916	3,710	3,416	3,211	3,084
	高学年	898	1,284	1,351	1,456	1,402	1,243
	確保量	4,791	5,200	5,061	4,872	4,613	4,327
過不足 (②－①)	合計	0	0	0	0	0	0

⑫補足給付事業 ：実費徴収に係る補足給付を行う事業						
所管課	保育・幼稚園課					
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき食費を助成する事業です。					
対象年齢／単位	3歳～就学前まで、かつ年収360万円未満相当の世帯、または第3子／補足給付事業対象者数（人／年）					
算出方法	2023年度の私学助成幼稚園入園児童数のうち年収360万円未満の世帯の子どもの数に、3～5歳の人口推計から算定された増減率を乗じて算出					
今後の方向性	国が実施する補足給付事業に基づき、幼稚園に対して保護者が支払うべき食費を助成していきます。					
量の見込み						
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
①ニーズ量	274	240	230	220	210	210
②確保の内容	274	240	230	220	210	210
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
------	--

⑭子育て世帯訪問支援事業

所管課	子ども家庭支援課					
事業内容	ヘルパーが、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。					
対象年齢／単位	0～18歳未満／訪問件数（件／年）					
算出方法	2021～2023年度の平均訪問件数×年少人口（0～14歳）の人口減少率					
今後の方向性	本事業の対象となる家庭が事業の利用に至り、育児手技の習得、養育環境の改善、養育意識の向上等、適切な養育の実施を確保できるよう努めます。					
量の見込み						
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）
確保の内容	148	200	197	193	190	187

⑮児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境に課題を抱える子どもを対象として、子どもの居場所となる拠点を開設し、家庭や学校以外の生活の場を子どもに提供するとともに、子どもや保護者への相談等を行う事業です。
------	--

⑯親子関係形成支援事業

事業内容	子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、子どもとの関わり方についての知識や方法を身につけることができるように、講義やグループワーク等を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。
------	--

⑰こども誰でも通園制度						
所管課	調整中					
事業内容						
対象年齢／単位						
算出方法						
今後の方向性						
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1 年目)	2026 (2 年目)	2027 (3 年目)	2028 (4 年目)	2029 (5 年目)
①ニーズ量	調整中					
②確保の内容						
過不足 (②－①)						

⑱産後ケア事業						
所管課	調整中					
事業内容						
対象年齢／単位						
算出方法						
今後の方向性						
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1 年目)	2026 (2 年目)	2027 (3 年目)	2028 (4 年目)	2029 (5 年目)
①ニーズ量	調整中					
②確保の内容						
過不足 (②－①)						

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保（質の向上）

①認定こども園の普及についての基本的な考え方

保護者の就労状況に関わらず、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の普及については、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法等を協議、検討していきます。

②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

施設整備の充実などにより保育所等の待機児童数は減少し、従来の「量的拡充」から、「質の向上」に重点が移っています。

本市では、厚生労働省が策定している「保育所保育指針」を踏まえ、2022年に、市内の保育所等が、子どもの人権・人格を尊重した保育を実施するとともに、保育の質向上を目指すための「町田市保育の質向上推進ガイドライン」を策定し、推進しています。

また、提供するサービスの「質の向上」のために、教育・保育に携わる保育士等や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指します。

③幼児期の学校教育・保育と小学校教育の円滑な接続の取組

本市では、幼・保・小の連携として、小学校教育に切れ目なくつながるように「町田市接続カリキュラム」を策定しています。市内の保育園・幼稚園等や小学校が、このカリキュラムを活用することで、小学校教育への円滑な接続や、子どもたちが自分の力を最大限に発揮しながら育つことを目指しています。